

# 預金商品概要説明書

2024年10月21日現在

1. 商品名	自動つみたて定期預金<個人用>
2. 販売対象	個人(個人事業者を含む)のお客さまのみ
3. 期間	各預入日の3年後の応当日を最長預入期限(据置期間1年)とし、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、自動的に継続します。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、分割預入(普通預金または当座預金からの自動振替による預入)</li> <li>・随時預入(店頭・ATMでの預入可能)</li> <li>・分割預入…1回あたり2,000円以上1,000万円未満</li> <li>・随時預入…1回あたり1円以上1,000万円未満</li> <li>1円</li> </ul>
5. 払戻方法	随時払い戻します。 預入日から1年経過後は、1円単位で一部お引出しも可能です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	<p>預入期間に応じて、各預入時の期日指定定期預金の店頭表示利率を適用します。 また、自動継続時には、自動継続時の期日指定定期預金の店頭表示利率を適用します。</p> <p>払戻しの都度、一括して支払います。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算、かつ預入日から1年毎の複利計算とします。</p> <p>20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)</p> <p>※ただし、2013年から2037年までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税(0.315%)」が付加されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税率が適用されます。なお、税率は、法令等により変更になる場合があります。</p> <p>※マル優ご利用の場合は非課税</p>
7. 手数料	なし
8. 付加できる特約事項	原則として満18歳以上の個人のお客さまは、総合口座の自動借入れ(総合口座貸越)の担保としても利用できます(貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)。 マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)が利用できます。
9. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下は切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。ただし、下記利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間が6ヵ月未満の場合 解約日における普通預金の利率</li> <li>・ " 6ヵ月以上1年未満の場合 約定利率×40%</li> </ul>

10. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-----------------------	--